

# 第1部 特集・トピックス

## 高齢化の進展と警察活動

### 特集に当たって

本年の警察白書の特集テーマは、「高齢化の進展と警察活動」です。

我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和元年（2019年）10月1日現在で28.4%と過去最高となり、他の先進諸国と比較しても最も高い水準にあります。今後、総人口が減少する中で65歳以上人口が増加することにより、我が国の高齢化は更に進展していくものと推定されています。この特集では、このような状況を踏まえ、「高齢者を犯罪・事故から守るための警察の取組」と「高齢者による犯罪・事故への対応と防止に向けた取組」という二つのテーマに沿って近年の治安情勢と警察活動の状況を取りまとめました。

令和元年の刑法犯認知件数の総数は74万8,559件と、前年に引き続き戦後最小を更新したものの、刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数の割合は、平成21年（2009年）以降一貫して増加しています。特に、特殊詐欺の被害者は、高齢者が約8割を占め、今後更に高齢化が進展していく中で、その被害防止は喫緊の課題となっています。

警察では、犯罪・事故から高齢者を守るため、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための取組のほか、高齢歩行者の交通事故防止、行方不明となった認知症高齢者の発見活動等の各種取組を推進しています。

その一方で、刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合は近年増加傾向にあり、高齢者の犯罪防止のための取組や高齢被留置者への適切な処遇が大きな課題となっています。

また、高齢運転者による交通事故防止対策の推進も急務となっています。警察では、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納等しやすい環境の整備に向けた取組を進めているほか、高齢運転者による痛ましい交通事故の発生等を受け、今後の高齢運転者の運転免許制度の在り方に関する検討を進めています。

高齢社会に対応した警察活動の必要性・重要性は今後もますます高まっていきます。この特集が、高齢社会における警察の取組についての国民の理解を深めるとともに、社会全体の治安確保に向けた対策の在り方について考えていただく一助となれば幸いです。

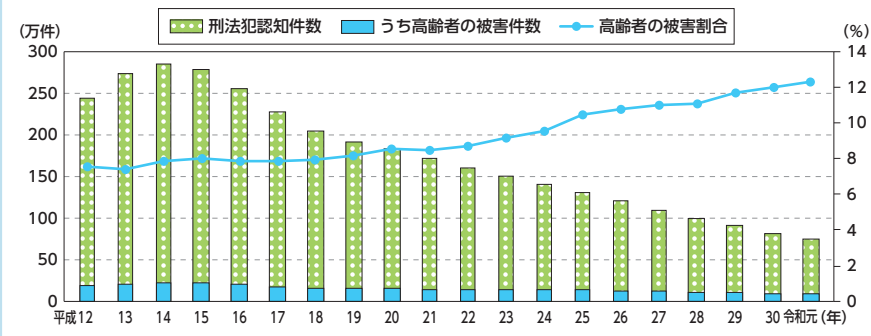
# 高齢者を犯罪・事故から守るための警察の取組

## 1 高齢者の犯罪被害の現状と対策

### (1) 高齢者の犯罪被害の現状

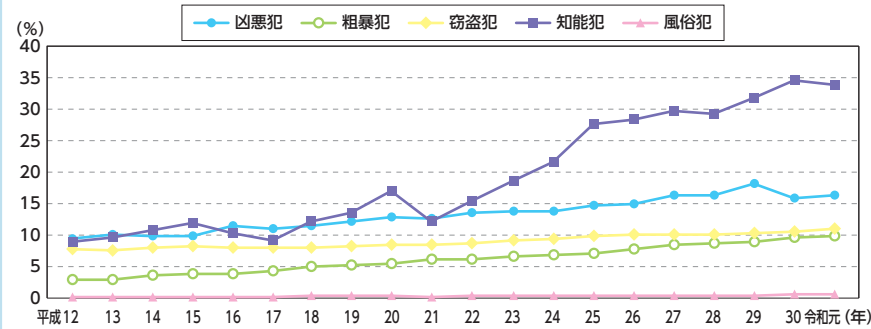
刑法犯認知件数のうち、高齢者<sup>(注)</sup>が被害者となった件数（以下「高齢者の被害件数」という。）は、平成14年（2002年）のピーク時には、約22万5,000件となった。その後、刑法犯認知件数全体の減少とともに、高齢者の被害件数も減少し、令和元年（2019年）中は約9万2,000件となった。一方、刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数の割合（以下「高齢者の被害割合」という。）については、平成21年以降一貫して増加しており、令和元年中は、12.3%となっている。

図表特1-1 刑法犯認知件数及び高齢者の被害割合等(平成12~令和元年)



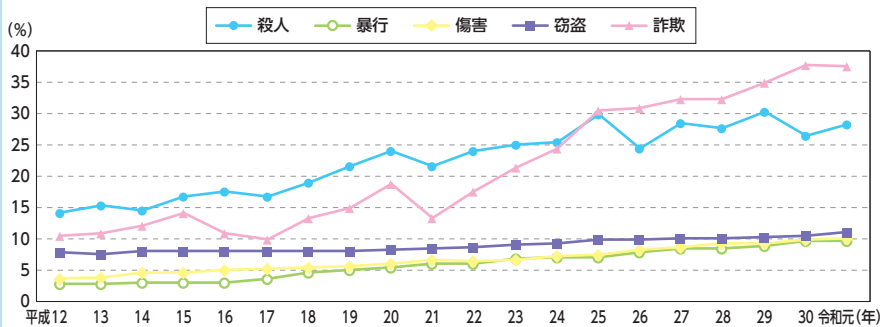
包括罪種別にもても、全ての罪種において高齢者の被害割合が増加している。特に、詐欺等の知能犯について増加が顕著であり、令和元年中は33.9%と、20年前と比較して25.0ポイント上昇している。次いで、暴行・傷害等の粗暴犯が増加しており、令和元年中は9.8%と、20年前と比較して7.0ポイント上昇している。

図表特1-2 包括罪種別高齢者の被害割合(平成12~令和元年)



主な罪種別の高齢者の被害割合をみると、令和元年中は、詐欺の37.6%、殺人の28.3%、窃盗の11.1%、傷害の10.2%、暴行の9.8%の順に高くなっている。

図表特1-3 主な罪種別高齢者の被害割合(平成12~令和元年)



注：特に断りのない限り、この特集において「高齢者」とは65歳以上の者を指す。





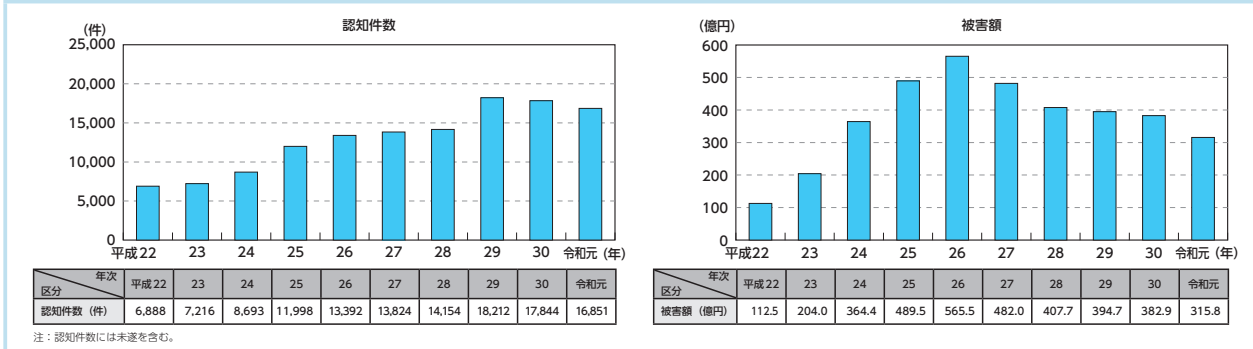
## (2) 高齢者を狙った特殊詐欺の現状と対策

### ① 現状

#### ア 特殊詐欺の情勢等

特殊詐欺<sup>(注1)</sup>には、オレオレ詐欺<sup>(注2)</sup>、架空請求詐欺<sup>(注3)</sup>、還付金等詐欺<sup>(注4)</sup>等の手口があり、令和元年中の認知件数と被害額はいずれも前年より減少したものの、高齢者を中心に多額の被害が生じており、依然として高い水準にある。

図表特1-4 特殊詐欺の認知件数・被害額の推移（平成22～令和元年）



#### イ 高齢者の被害状況

特殊詐欺の被害者に占める高齢者の割合（以下「高齢者率」という。）は、引き続き高い水準で推移しており、令和元年中の高齢者率は83.7%に上っている。特に、70歳以上の女性の被害が多く、全体の60.3%を占めている。

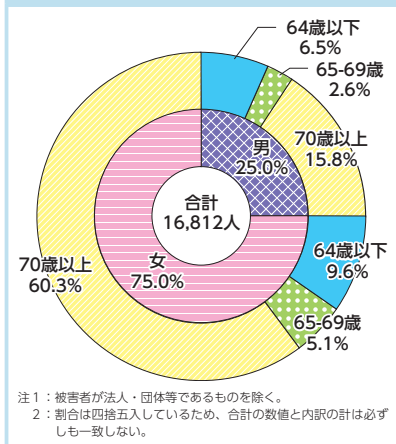
また、手口別にみると、オレオレ詐欺は97.5%、キャッシュカード詐欺盗は94.0%、還付金等詐欺は78.7%と、高齢者率が極めて高い。

図表特1-5 特殊詐欺被害者の高齢者率の推移（平成27～令和元年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元
特殊詐欺全体 (人)	被害者数	13,824	14,154	18,212	17,844	16,851
	高齢者数 (高齢者率 (%))	10,641 (77.0)	11,062 (78.2)	13,196 (72.5)	14,134 (79.2)	14,100 (83.7)
オレオレ詐欺	被害者数	5,828	5,753	8,496	9,145	6,725
	高齢者数 (高齢者率 (%))	5,506 (94.5)	5,518 (95.9)	8,171 (96.2)	8,866 (96.9)	6,558 (97.5)
架空請求詐欺	被害者数	4,097	3,742	5,753	4,844	3,533
	高齢者数 (高齢者率 (%))	2,074 (50.6)	1,612 (43.1)	1,833 (31.9)	2,248 (46.4)	1,994 (56.4)
融資保証金詐欺	被害者数	440	428	548	421	348
	高齢者数 (高齢者率 (%))	93 (21.1)	117 (27.3)	115 (21.0)	82 (19.5)	85 (24.4)
還付金等詐欺	被害者数	2,376	3,682	3,129	1,904	2,375
	高齢者数 (高齢者率 (%))	2,223 (93.6)	3,427 (93.1)	2,935 (93.8)	1,610 (84.6)	1,869 (78.7)
その他の特殊詐欺	被害者数	1,083	549	286	182	93
	高齢者数 (高齢者率 (%))	745 (68.8)	388 (70.7)	142 (49.7)	78 (42.9)	43 (46.2)
キャッシュカード詐欺盗	被害者数	-	-	-	1,348	3,777
	高齢者数 (高齢者率 (%))	-	-	-	1,250 (92.7)	3,551 (94.0)

注：キャッシュカード詐欺盗は、平成30年から集計

図表特1-6 特殊詐欺被害者の内訳 (令和元年)



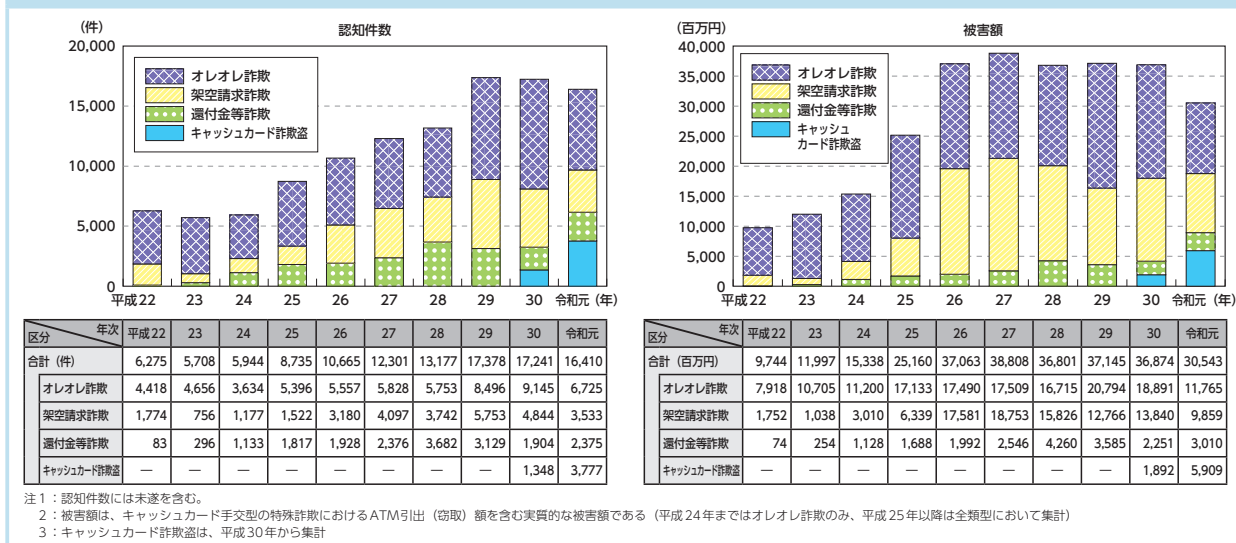
注1：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称  
 注2：親族等を装って電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺  
 注3：架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺  
 注4：市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要の手続を装って現金自動預払機（ATM）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺

## ウ 主な手口別の認知状況

オレオレ詐欺については、令和元年中の認知件数は6,725件（前年比2,420件（26.5%）減少）、被害額は約117.6億円（前年比約71.3億円（37.7%）減少）といずれも減少したものの、オレオレ詐欺と同視し得るキャッシュカード詐欺盗が、令和元年中の認知件数は3,777件（前年比で2,429件（180.2%）増加）、被害額は約59.1億円（前年比で40.2億円（212.2%）増加）といずれも大幅に増加しており、オレオレ詐欺とキャッシュカード詐欺盗を合わせると、特殊詐欺の認知件数全体の62.3%を占めている。また、平成30年に大幅に減少した還付金等詐欺については、令和元年中の認知件数は2,375件と前年比で471件（24.7%）増加し、被害額も約30.1億円と前年比で約7.6億円（33.7%）増加した。

一方、架空請求詐欺については、令和元年中の認知件数は3,533件と前年比で1,311件（27.1%）減少し、被害額も約98.6億円と前年比で約39.8億円（28.8%）減少した。

図表特1-7 主な手口別認知件数・被害額の推移（平成22～令和元年）



## MEMO 「キャッシュカード詐欺盗」の増加

平成30年以降、電話でだまされた被害者の自宅を訪れた「受け子」が、隙を見て被害者のキャッシュカードを別のカードにすり替えて窃取する手口の事件が増加している。これは、法律上の罪名は窃盗であるが、実質的にはキャッシュカード手交型<sup>(注)</sup>のオレオレ詐欺と同視し得るものである。そこで、特殊詐欺の被害の実態をより正確に把握するため、平成30年の統計から、この手口の窃盗を「キャッシュカード詐欺盗」として特殊詐欺の内数に計上することとした。

具体的な手口は、警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」などと言い被害者の自宅を訪れ、持参した封筒にキャッシュカードを入れさせた上、隙を見て、別のカードが入った同種の封筒とすり替えるなどして、同キャッシュカードを窃取するものである。



すり替えられた封筒及びカード類（茨城）

注：キャッシュカードを自宅等に受け取りに来た犯人（受け子）に直接手渡させるなどの交付形態

## ② 高齢者の被害防止に向けた取組

特殊詐欺の被害者は、高齢者が約8割を占め、今後ますます高齢者人口の割合が増えていく中、特殊詐欺等の被害防止は、喫緊の課題である。

このような情勢を踏まえ、令和元年6月25日に開催された犯罪対策閣僚会議において、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として「オレオレ詐欺等対策プラン」が決定された。これに基づき、国民、各地方公共団体、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、被害防止対策、犯行ツール対策、効果的な取締り等を推進している。

### ア 被害防止対策の推進

被害を防止するためには、犯人からの電話等の内容の不自然さに気付くことができるようにし、少しでも不審に感じたときには家族に確認や相談をしやすいようにするため、平素から家族間でコミュニケーションをとることが極めて重要である。

そのため、特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子供・孫世代への働き掛けも強化すべく、幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々により、平成30年9月に結成された「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS47）と共に、全府省庁において、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら、特殊詐欺被害防止のための広報啓発イベントの実施、SNS<sup>(注)</sup>やウェブサイト等による情報発信等を通じて、特殊詐欺被害の実態、被害防止対策等を幅広い世代に対して分かりやすく伝えるための広報啓発活動を展開している。

金融機関との関係では、高額のお返し等を申し込んだ高齢の顧客に対する声掛けに加え、警察への通報を呼び掛けている。また、一定年数以上にわたってATMでの振込実績がない高齢者のATM振込限度額をゼロ円又は極めて少額とする取組（ATM振込制限）や、高齢者のATM引出限度額を少額とする取組（ATM引出制限）等を推進している。

このほか、コンビニエンスストアや宅配事業者等と連携し、実態に即した事業者ごとの被害防止対策を推進している。



SOS47



広報啓発用動画



金融機関における声掛け訓練の状況（山形）

注：Social Networking Serviceの略



## CASE

令和元年9月、80歳代の女性は、市役所職員を名のる男から「医療費の還付金があるので、ATMで手続きしてほしい」との電話を受けたことから、金融機関の無人ATMコーナーにおいてATMの操作を試みたところ、実際には、振込み操作をさせられていた。しかし、当該金融機関では、還付金等詐欺対策として一定の基準によるATM振込制限を導入しており、同女はその対象であったことから、振込み操作が止められた。その場で同女から相談を受けた金融機関職員が詐欺被害を看破し、警察へ通報するなどして、被害を未然に防止した（千葉）。

### イ 犯行ツール対策の推進

携帯電話等へのこれまでの対策<sup>(注1)</sup>に加えて、特殊詐欺の犯行では、電話転送の仕組み<sup>(注2)</sup>を悪用して、犯行グループの携帯電話等から相手方に固定電話番号を表示させて架電したり、官公署を装った電話番号への架電を求める文面のはがき等を送り付けたりする手法が多用されていることから、電話転送サービスを介した固定電話番号の悪用への対策も推進している。

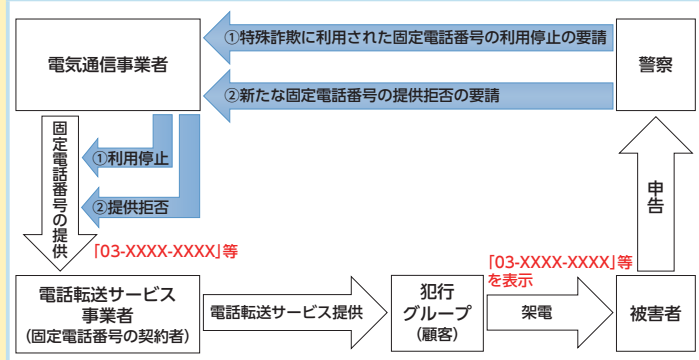
## MEMO

### 特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等

犯行に利用された固定電話番号を、警察の要請に基づき、固定電話番号を提供する電気通信事業者が利用停止するほか、複数回利用停止要請の対象となった固定電話番号の契約者に対しては、電気通信事業者が連携して新たな電話番号の提供を一定期間行わないなどの対策を、令和元年9月27日に開始した。

令和2年3月までに、警察の利用停止要請に基づき、1,765件の利用停止が実施されている。

図表特1-8 特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の仕組み



### ウ 効果的な取締り等の推進

警察では、特殊詐欺事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団<sup>(注3)</sup>等の犯罪者グループ等を弱体化し、特殊詐欺の抑止を図るため、各部門において多角的な取締りを推進するとともに、積極的な情報収集を行うなどして、その活動実態や特殊詐欺への関与状況等の解明を推進している。

また、預貯金口座や携帯電話の不正売買といった特殊詐欺を助長する犯罪の検挙や悪質な犯行ツール提供事業者に対する取締りを推進している。

## CASE

電話転送サービス事業者の代表取締役（37）らは、平成30年2月頃から同年9月頃にかけて、特殊詐欺の犯行に使用されることを知りながら、特殊詐欺の犯行グループに電話転送サービスを提供し、特殊詐欺の犯行を容易にしてこれを幫助した。平成31年1月までに、同代表取締役ら3人を詐欺幫助罪等で逮捕した（広島）。

注1：82頁参照

2：電話転送サービス事業者が電気通信事業者から提供を受けた固定電話番号を顧客に貸し出し、その電話番号に係る通話を顧客やその通話相手の電話番号等に自動的に転送する仕組み

3：30、31頁（トピックスⅢ 準暴力団の動向と警察の取組）参照

### (3) 高齢者を狙った悪質商法の現状と対策

#### ① 利殖勧誘事犯<sup>(注1)</sup>

令和元年中に警察に寄せられた利殖勧誘事犯に係る相談のうち、高齢者からの相談件数は367件と、全体の約4分の1を占めている。

利殖勧誘事犯では、被害者が被害に遭ってから気付くまでに時間を要する機会が多いことから、警察では、同事犯の被害拡大防止のため、早期の事件化を図るとともに、犯罪に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供等を推進しており、令和元年中は同事犯に関する情報提供件数が251件あった。

図表特1-9 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移（平成27～令和元年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元
検挙事件数（事件）		37	24	43	41	41
検挙人員（人）		116	87	115	123	176

図表特1-10 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（令和元年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員等（人）	被害額等
合計	41	176	5	84,150	1,037億9,134万円
未公開株に関連した事犯	0	0	0	0	0円
公社債に関連した事犯	1	16	1	521	15億5,150万円
集団投資スキーム(ファンド)に関連した事犯	21	53	2	15,121	518億4,903万円
デリバティブ取引に関連した事犯	11	70	1	7,461	43億9,522万円
外国通貨に関連した事犯	0	0	0	0	0円
上記以外の預り金に関連した事犯	3	5	0	663	32億9,490万円
その他の事犯	5	32	1	60,384	427億69万円

## CASE

投資コンサルティング会社の実質的経営者（41）らは、同社に対する投資名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成25年7月から29年9月までの間、同社へ投資した会員組織の上位会員らに投資セミナー等を開催させるなどし、海外事業に成功している同社へ出資すれば月利2～4%の配当及び1年後の元本保証を約束する旨のうそを言って、全国の約1万3,000人から約459億円をだまし取るなどした。

令和元年5月までに、同経営者ら10人を詐欺罪で、上位会員ら14人を出資法違反（預り金の禁止）で検挙した（愛知、岡山）。

#### ② 特定商取引等事犯<sup>(注2)</sup>

令和元年中に警察に寄せられた特定商取引等事犯に係る相談のうち、高齢者からの相談件数は3,149件と、全体の約半数を占めている。

特定商取引等事犯では、被害者が被害に遭っていることに気付いても、被害者自身で解決しようとして警察への届出までに時間を要する場合もみられることから、警察では、ウェブサイト等を通じて早期の相談を呼び掛けている。

図表特1-11 特定商取引等事犯の検挙状況の推移（平成27～令和元年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元
検挙事件数（事件）		155	131	164	120	132
検挙人員（人）		250	264	274	227	230

注1：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

注2：訪問販売、電話勧誘販売等で事実と異なることを告げるなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

図表特1-12 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（令和元年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員（人）	被害額等
合計	132	230	20	37,849	27億350万円
訪問販売	114	191	13	25,918	16億6,627万円
電話勧誘販売	5	17	2	2,522	7億5,998万円
連鎖販売取引	1	2	1	1	2万円
訪問購入	8	15	3	9,184	1億4,258万円
その他	4	5	1	224	1億3,464万円

## CASE

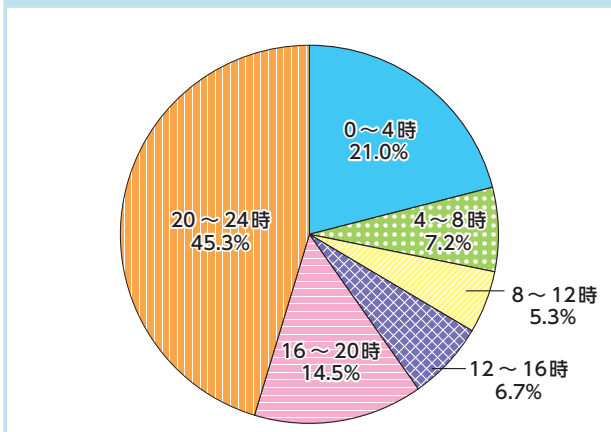
訪問購入業者の男（26）らは、貴金属を不当な低価格で買い取って転売益を得ようと考え、平成29年11月から30年11月までの間、訪問先で貴金属等を買取る際に、貴金属の装飾品であるのに模造品である旨のうそを言い、又は買取りをする貴金属の重量を実際よりも極端に軽く表示するように計量器を操作してその重量を表示するなどし、不当に低い買取額を対価に貴金属を交付させ、6県の約7,300人から時価総額約1億3,400万円の貴金属をだまし取った。平成31年3月までに、同人ら6人を詐欺罪で逮捕した（宮城）。

### （4）高齢者を狙ったひったくり等

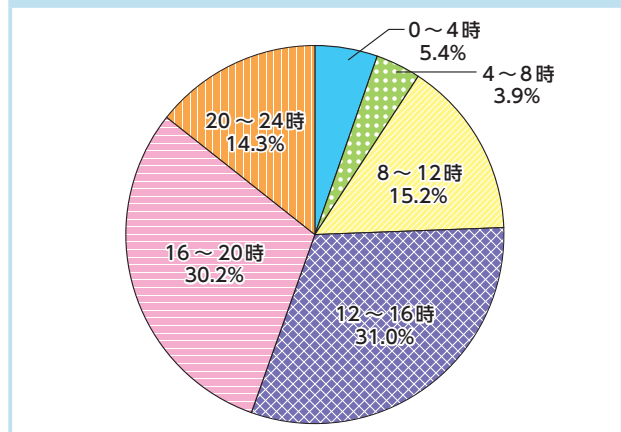
窃盗犯について高齢者の被害割合は増加傾向にあり、手口別にみると、令和元年中は、ひったくりが30.1%、すりが10.4%となっている。

令和元年中のひったくりの時間帯別被害割合をみると、65歳未満では、日没後となる20時から4時までの被害割合が66.3%を占めているが、高齢者では、12時から20時までの被害割合が61.2%を占めている。「犯罪に対する不安感等に関する調査研究」<sup>(注)</sup>によれば、図表特1-15のとおり、年代が高くなるにつれ、犯罪の被害に遭わないために何らかの行動をしていることが認められるが、被害実態や高齢化の進展等を踏まえ、警察では、一層の注意喚起等が必要であるとの考えの下、高齢者を対象としたひったくり等を防止するための防犯教室や広報啓発活動を継続して実施している。

図表特1-13 ひったくりの時間帯別被害割合（65歳未満）

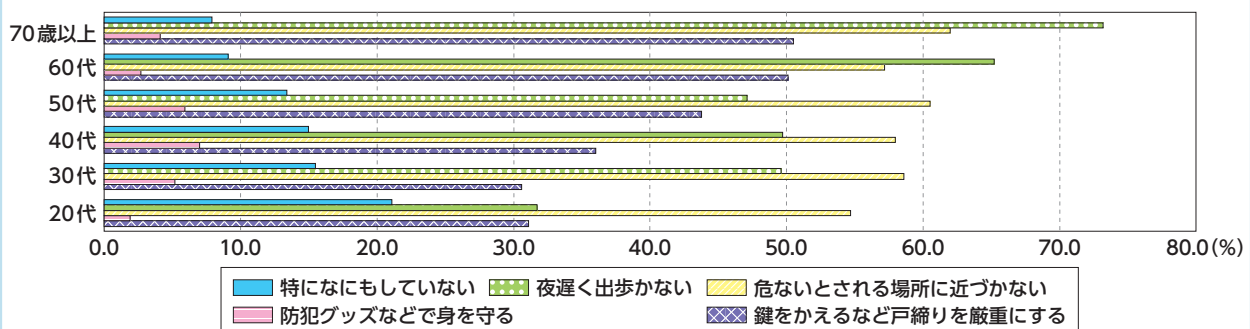


図表特1-14 ひったくりの時間帯別被害割合（高齢者）



図表特1-15 年代別の防犯意識

問 犯罪の被害にあわないためにあなた個人は何をしていますか（しましたか）。



注：公益財団法人日工組社会安全研究財団の調査で、平成30年に実施されたもの



## (5) 高齢者に対する暴力的事案の現状と対策

### ① 高齢者が被害者となった殺人・暴行・傷害

令和元年中の殺人・暴行・傷害における高齢者の被害件数は、殺人が269件、暴行が2,955件、傷害が2,158件となっている。

これを発生場所別にみると、住宅で被害に遭った割合が高く、殺人では78.8%、暴行では48.1%、傷害では52.9%となっている。

また、高齢者が被害者となった罪種別検挙件数について、被疑者と被害者の関係別にみると、殺人は76.4%、暴行は43.9%、傷害は46.7%が、配偶者等親族で発生している。

### ② 高齢者虐待

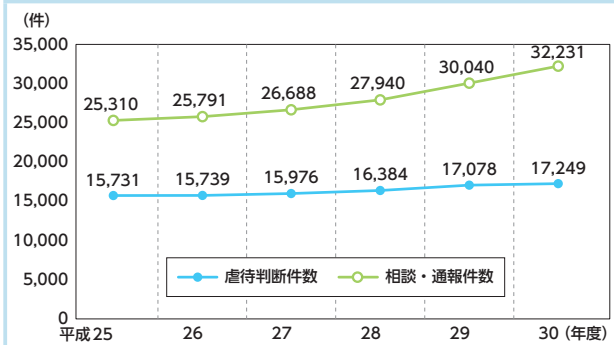
#### ア 現状

厚生労働省の調査<sup>(注1)</sup>によると、平成30年度に市町村及び都道府県で受け付けた高齢者虐待に関する相談・通報件数は、養護者<sup>(注2)</sup>によるものが3万2,231件（うち虐待と判断された件数は1万7,249件）、養介護施設従事者等<sup>(注3)</sup>によるものが2,187件（同621件）となっている。養護者による虐待の種別（複数回答）は、身体的虐待が67.8%で最も多く、次いで心理的虐待（39.5%）、介護等放棄（19.9%）となっている。

#### イ 対策

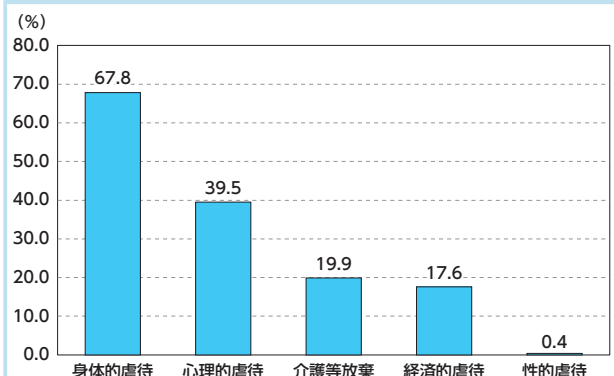
警察では、相談等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合には、速やかに市町村へ通報することはもとより、事案に応じて加害者に指導・警告したり、事件化を図ったりするなど高齢者虐待事案への適切な対応を図っている。

図表特1-16 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数等（平成25～30年度）



出典：厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

図表特1-17 養護者による高齢者虐待の種別・割合（平成30年度）



出典：厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

## CASE

令和元年8月、無職の男（68）から「母親を殴ってしまいました」との通報を受け、同男から事情聴取を行ったところ、同居する母親（91）と口論となり、同女の顔面等を殴打して、頭部挫創等の怪我を負わせたことが判明したため、同男を傷害罪で逮捕するとともに、村に高齢者虐待事案として通報した（熊本）。

注1：「平成30年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」をいう。

2：高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

3：介護老人福祉施設等養介護施設又は居宅サービス事業等養介護事業の業務に従事する者

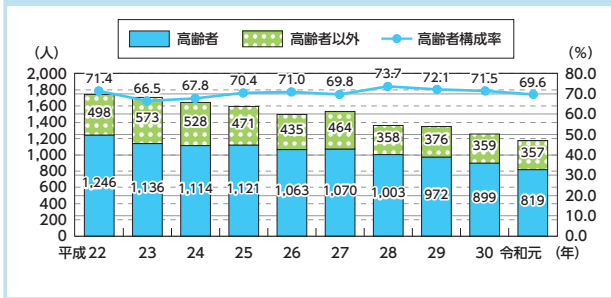
## 2 高齢者の交通安全の確保

### (1) 高齢者が関係する交通事故の特徴

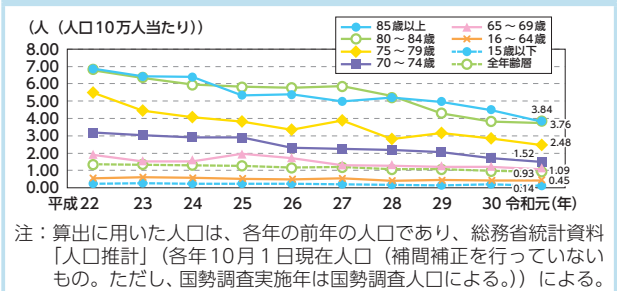
令和元年中の高齢者の交通事故による死者数は1,782人と、死者数全体の55.4%を占める。これを状態別にみると、歩行中が46.0%、自動車乗車中が31.0%、自転車乗用中が16.8%を占めている。また、歩行中死者数については、高齢者が全体の約7割を占めており、高齢者はおおむね年齢層が高いほど人口10万人当たり歩行中死者数が多い傾向にある。

また、平成27年から令和元年までの期間において、人口10万人当たりの歩行中死者数を年齢別にみると、86歳が最も多い。

図表特1-18 歩行中死者数の推移 (平成22～令和元年)

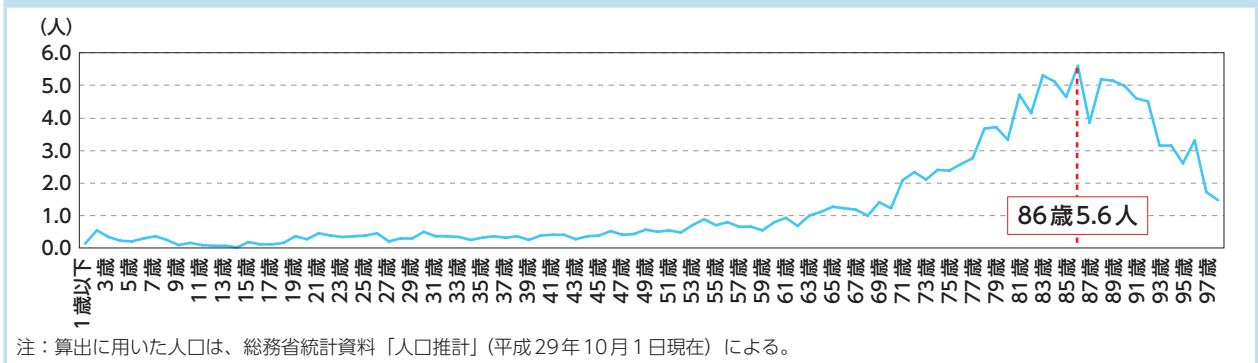


図表特1-19 年齢層別人口10万人当たり歩行中死者数の推移 (平成22～令和元年)



注：算出に用いた人口は、各年の前年の人口であり、総務省統計資料「人口推計」（各年10月1日現在人口（補間補正を行っていないもの。ただし、国勢調査実施年は国勢調査人口による。））による。

図表特1-20 年齢別人口10万人当たり歩行中死者数 (平成27～令和元年平均)



注：算出に用いた人口は、総務省統計資料「人口推計」（平成29年10月1日現在）による。

### (2) 高齢者の交通事故防止対策

警察では、運転免許を保有していない高齢者を含め、高齢者が加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、シミュレーター等の各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している。

特に、最近では、自動車と高齢歩行者との死亡事故の大半が歩行者の横断中に発生していることを踏まえ、横断歩道以外の場所や走行車両の直前直後等を横断することの危険性について広報啓発等を強化している。

また、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者に対する地域ぐるみの交通安全指導を促進するなど、きめ細かな対策を推進している。



参加・体験・実践型の交通安全教育

### 3 認知症高齢者・要支援者対策

#### (1) 認知症に係る行方不明者等への対策

令和元年中の認知症に係る行方不明者届の受理件数は1万7,479件であり、統計をとり始めた平成24年以降、増加を続けている。

令和元年6月18日に開催された認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」等を踏まえ、警察では、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークの活用や、関係機関・団体等と緊密に連携した行方不明者発見活動を推進しているほか、認知症サポーター養成講座等の部外有識者による講習会や捜索訓練等を通じて、認知症の特性や認知症に係る行方不明者を発見した場合の対応要領等について、職員の理解を深める取組を行っている。

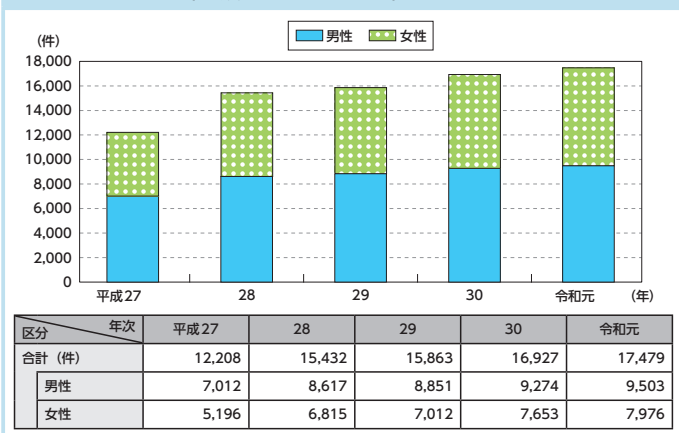


捜索訓練



認知症サポーター養成講座

図表特1-21 認知症に係る行方不明届の受理件数の推移  
(平成27～令和元年)



#### (2) 高齢者等に係る災害対応

警察では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者等を含む地域住民の避難誘導や救出救助等に取り組んでいる。

#### CASE

令和元年10月、長野県警察は、長野県長野市内において、令和元年東日本台風<sup>(注)</sup>に伴う大雨の影響により浸水した地域を中心に、関係機関と連携して、市が把握していた特に支援を要する者について、その居宅を重点的に巡回するなど、取り残されている者がいないか確認に当たった。



居宅への巡回状況

注：185頁参照



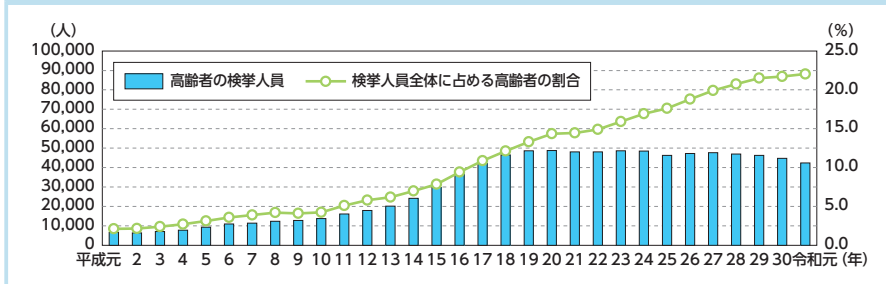
# 高齢者による犯罪・事故への 対応と防止に向けた取組

## 1 高齢者による犯罪

### (1) 犯罪情勢

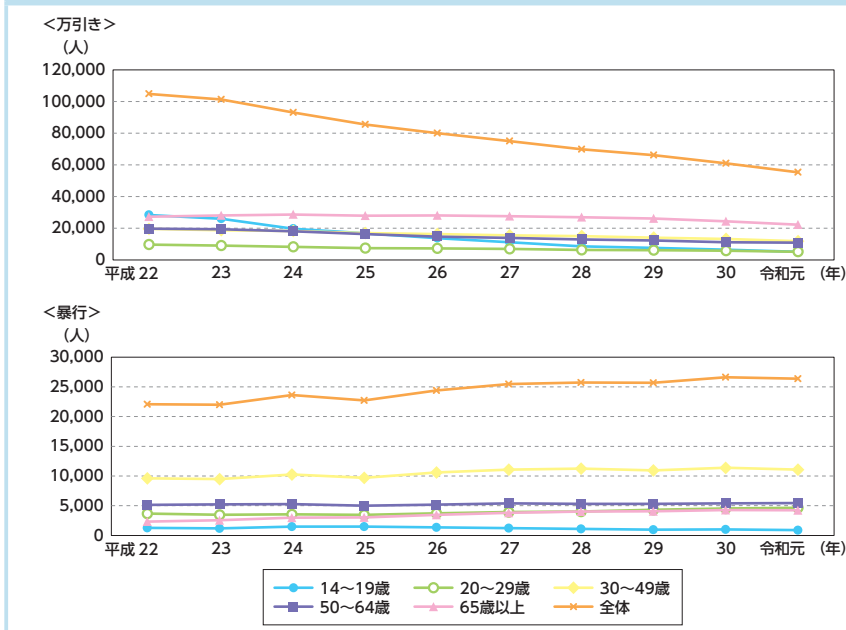
近年、刑法犯の検挙人員が減少している中、高齢者人口及び総人口に占める高齢者人口の割合の増加もあり、高齢者の刑法犯検挙人員は、平成10年代に大幅に増加し、その後も高い水準を維持している。また、検挙人員総数に占める高齢者の割合は、平成元年（1989年）から令和元年（2019年）にかけて2.1%から22.0%に上昇した。

図表特2-1 高齢者の刑法犯検挙人員及び高齢者の割合の推移(平成元～令和元年)



高齢者による犯罪の主なものは、万引き、占有離脱物横領、暴行及び傷害で、これらの犯罪の検挙人員で高齢者の刑法犯検挙人員の約7割を占める。これらの犯罪の検挙人員の推移について年齢層別に比較すると、万引きについては、他の年齢層と比べて高い水準を維持しているほか、暴行については、高い増加率を示している。

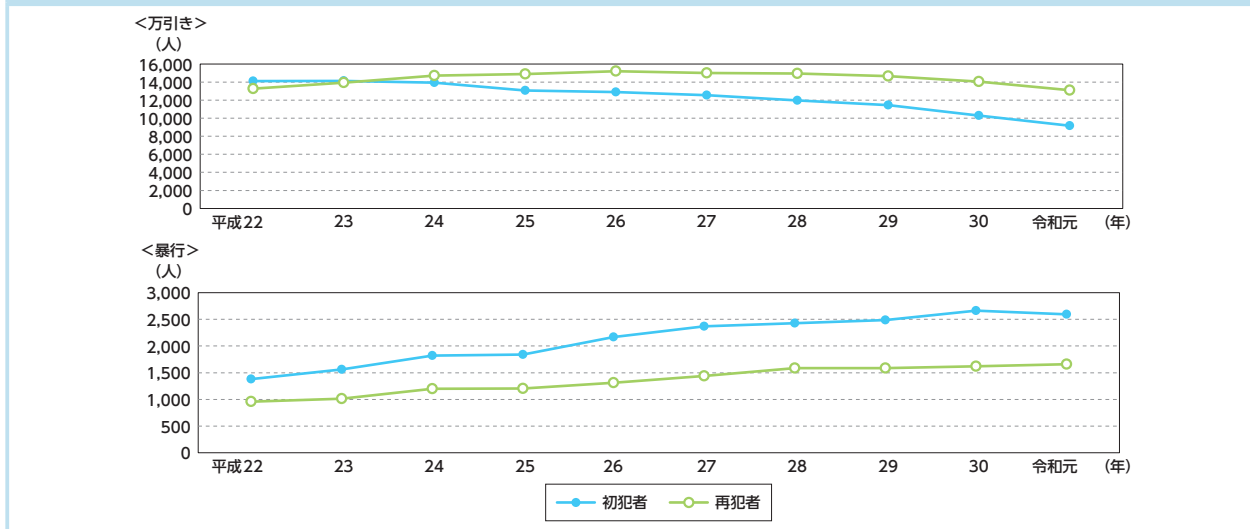
図表特2-2 年齢層別検挙人員の推移(平成22～令和元年)



また、初犯者・再犯者別に高齢者の検挙人員の推移をみると、万引きについては、初犯者は減少傾向にあるのに対し、再犯者は依然として高い水準にあり、平成24年以降、再犯者が初犯者を上回っているほか、暴行については、初犯者・再犯者とも増加傾向にある。



図表特2-3 初犯者・再犯者別検挙人員の推移(平成22～令和元年)

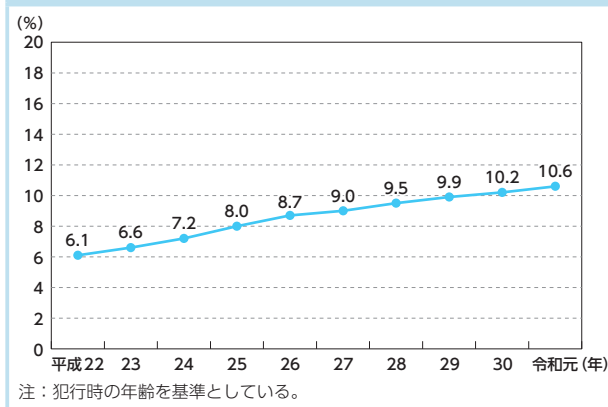


## (2) 高齢被留置者の処遇

警察の留置施設における被留置者の留置期間は比較的短期間であるものの、図表特2-4のとおり、刑法犯及び特別法犯の全逮捕人員に占める高齢者の割合は増加傾向にあることなどから、日常生活に支援を要する高齢被留置者にも適切な処遇を行うための備えが必要となる。

警察では、このような被留置者に対し、かゆ食等を提供したり、浴槽の形状に配慮したりするなどの措置を講じている。また、一部の府県警察において、留置担当官等に対し、介護の専門家による介助研修を実施し、必要な知識・技能を習得させるための取組を行っている例もある。

図表特2-4 刑法犯及び特別法犯の全逮捕人員に占める高齢者の割合の推移(平成22～令和元年)



介助研修の状況(京都)

## (3) 犯罪を防止するための取組

令和元年中の刑法犯検挙件数全体に占める高齢者による刑法犯の検挙件数の割合は17.0%で、そのうち万引きの割合は48.7%と約半数を占めている。高齢者による万引きに関しては、背景として、血縁、地縁、その他のコミュニティとの関係が希薄になっていることなどがわかれることを踏まえ、警察では、高齢者の社会との絆の強化を目的とした取組を推進している。

### MEMO

#### 高齢者による犯罪を防止するための取組

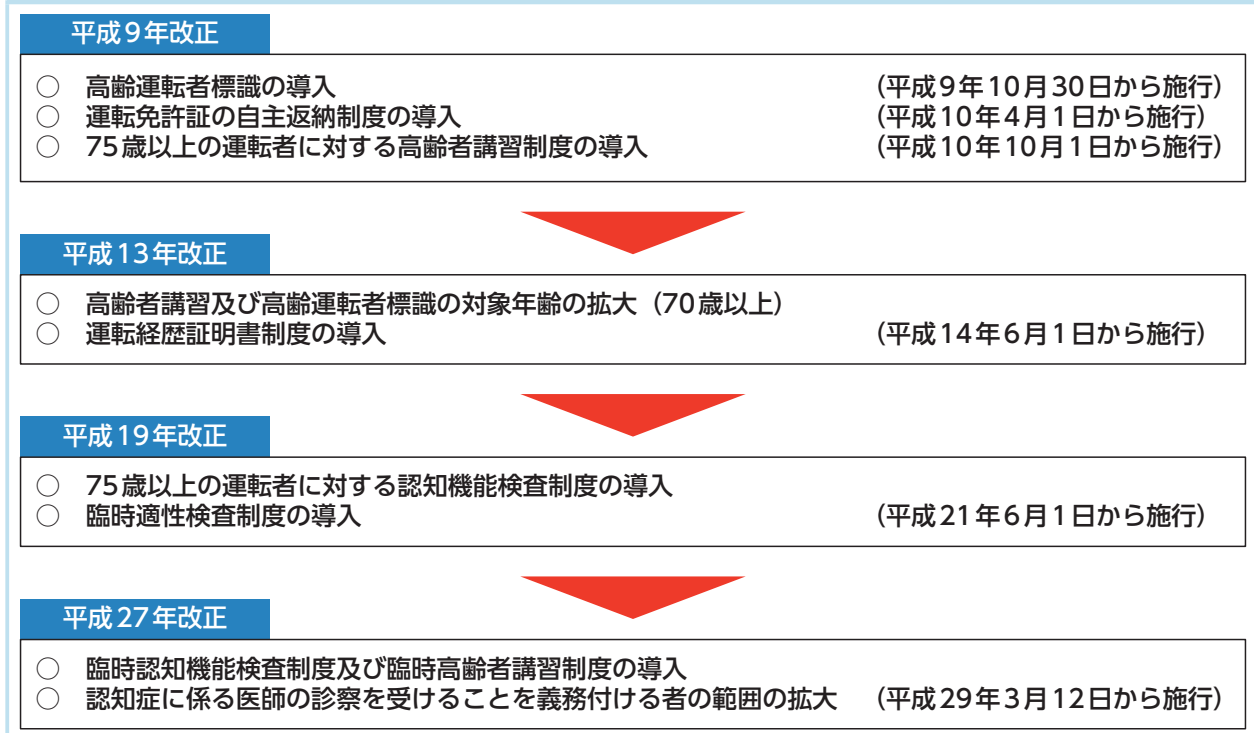
万引きの背景には、身近に話し相手がない寂しさや生活困窮があるとみられたことから、和歌山県警察では、万引きで検挙した高齢者について、最寄りの警察署の警察官が巡回連絡の一環として自宅を訪ね、困りごとの相談によって生活上のアドバイスを行っている。また、万引きの背景として、孤立や困窮といった要因があり、万引きの再犯防止のため行政機関による支援が必要であると認められる場合には、高齢者やその家族等に対し、地域包括支援センター等関係機関に引き継ぐ取組を実施している。

## 2 高齢運転者の交通事故防止対策の推進

### (1) 高齢運転者対策の歩み

これまで、累次にわたり道路交通法の改正が行われ、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下を踏まえた高齢運転者対策が強化されてきた。

図表特2-5 高齢運転者対策に係る道路交通法改正の主な経緯



#### ① 平成9年改正

##### ア 高齢運転者標識の導入

高齢運転者は、身体機能の低下により、危険を避けるためのとっさの行動が困難になったり、危険の回避が遅れたりする傾向にある。このような高齢運転者の保護等を図るため、身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがある75歳以上の者は、高齢運転者標識を表示して普通自動車を運転するよう努めることとし、周囲の運転者については、標識を表示した自動車に幅寄せや割込みをしてはならないこととされた。

##### イ 運転免許証の自主返納制度の導入

高齢運転者の中には、身体機能の低下等を自覚し、自らの安全と道路交通に与える影響を考慮して、運転免許の取消しを求める者がいることを踏まえ、運転免許証の自主返納制度が導入され、運転免許を受けた者がその取消しを申請したときは、都道府県公安委員会はその者の運転免許を取り消すことができることとされた。

##### ウ 高齢者講習制度の導入

高齢運転者による交通事故が急増するとともに、高齢になるほど死亡事故を起こしやすい傾向がみられたことに加え、一般的に自動車等の運転に関する身体機能は、加齢に伴い低下する傾向にあることを踏まえ、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者が運転免許証の更新を受けようとするときは、加齢に伴う身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあることを理解するため、高齢者講習を受けなければならないこととされた。



## ② 平成13年改正

### ア 高齢者講習及び高齢運転者標識の対象年齢の拡大

平成12年中の70歳から74歳までの運転者による死亡事故件数は、319件と、平成3年中と比較して約2倍となっており、同年齢層の運転免許人口1万人当たり死亡事故件数は、1.4件と、全年齢層の1.1件と比較して高いなどの状況がみられた。こうした状況等を踏まえ、高齢者講習の受講対象者は、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者とされた。また、高齢運転者標識を表示して普通自動車を運転するよう努めなければならない者についても、身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがある70歳以上の者とされた。

### イ 運転経歴証明書制度の導入

運転免許証を自主返納した者の中には、運転免許証に代わる身分証明書としての機能を有するものの交付を求める者がいることを踏まえ、都道府県公安委員会は、運転免許証を自主返納した者に対して、その者の自動車等の運転に関する経歴を表示する書面として、運転経歴証明書を交付することができることとされた。

## ③ 平成19年改正

### ア 認知機能検査制度の導入

高齢運転者による交通事故に関し、運転に必要な記憶力、判断力等の認知機能の低下が原因の一つとみられる事故等の割合が高いという特徴がみられたことを踏まえ、高齢運転者が自己の認知機能の状況を自覚し、安全運転を継続できるよう支援するため、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者が運転免許証の更新を受けようとするときは、認知機能検査を受検し、その結果に基づく高齢者講習を受けなければならないこととされた。

### イ 臨時適性検査制度の導入

認知機能検査により、認知症のおそれがある（第1分類）と判定された者が、その後一定期間内に認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、都道府県公安委員会は、その者が認知症であるかどうかについて、臨時に適性検査（医師の診断）を行うこととされた。

## ④ 平成27年改正

### ア 臨時認知機能検査制度及び臨時高齢者講習制度の導入

認知機能検査は、3年ごとの運転免許証の更新の際に行われるものであったが、認知機能は3年を待たずして低下するおそれがあることから、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をした75歳以上の運転者に対しては、次回の更新の機会を待つことなく臨時に認知機能検査を行うとともに、その結果等により認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、最新の認知機能の状況に応じた臨時の高齢者講習を行うこととされた。

### イ 認知症に係る医師の診断を受けることを義務付ける者の範囲の拡大

認知機能検査により、認知症のおそれがある（第1分類）と判定された者は、その後認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為が行われたかどうかにかかわらず、認知症であるかどうかについて、医師の診断を受けることが義務付けられた。

## (2) 高齢運転者に対する教育等の現状

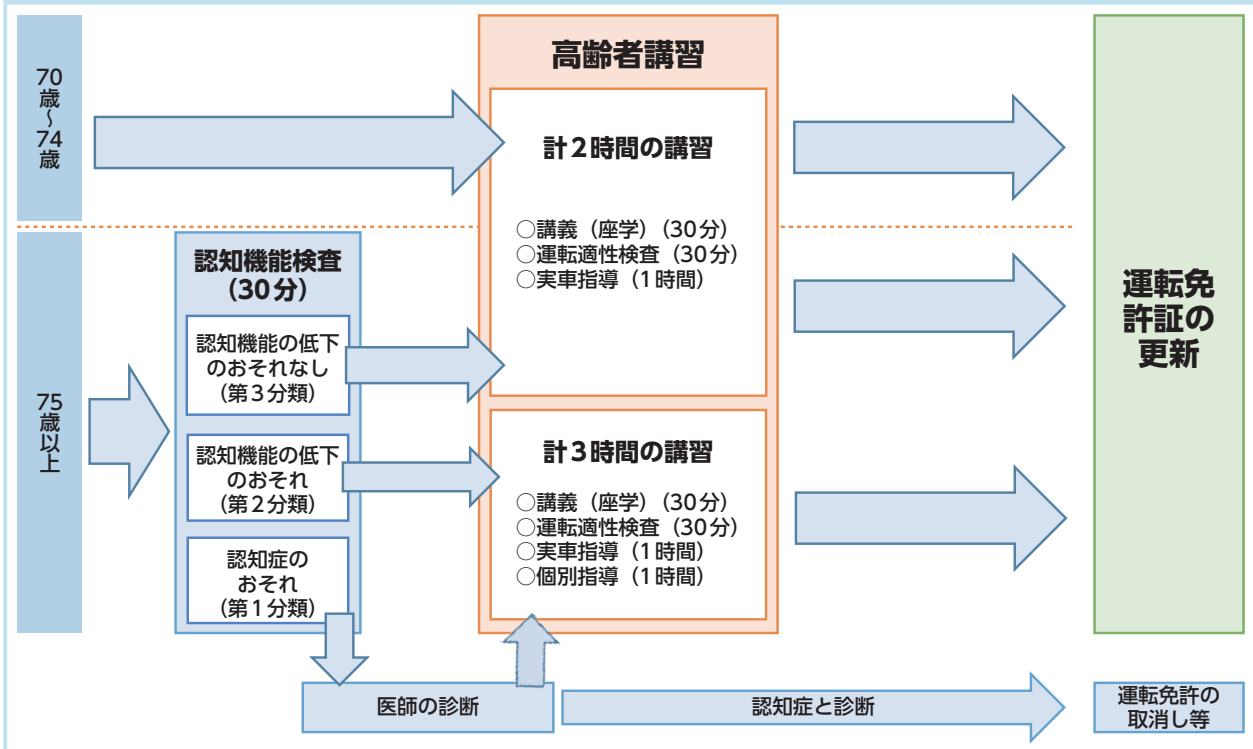
更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者は、運転免許証を更新する際、高齢者講習の受講が義務付けられている。また、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者は、満了する日より前の6月以内に、認知機能検査を受けることが義務付けられており、同検査の結果に応じた高齢者講習を受講することとされている。

具体的には、認知機能検査により認知症のおそれがある（第1分類）と判定された者及び認知機能が低下しているおそれがある（第2分類）と判定された者に対しては、実車指導の状況をドライブレコーダーにより撮影した映像を活用した個別指導を含め、3時間の講習を行っている。

また、認知機能が低下しているおそれがない（第3分類）と判定された者及び75歳未満の者に対しては、個別指導を除いた2時間の講習を行っている。

警察では、認知機能検査及び高齢者講習の円滑な実施に向け、受検・受講枠の拡大や円滑な予約の促進、運用の効率化等の取組を推進している。

図表特2-6 運転免許証の更新時における認知機能検査及び高齢者講習の流れ



図表特2-7 更新時の認知機能検査及び臨時認知機能検査の実施状況（令和元年）

検査名	第1分類 <sup>(注1)</sup> (人)	第2分類 <sup>(注2)</sup> (人)	第3分類 <sup>(注3)</sup> (人)	合計(人)
更新時の認知機能検査	48,316	457,762	1,499,690	2,005,768
臨時認知機能検査	3,297	35,228	116,072	154,597

注1：検査の結果、認知症のおそれがあると判定された者  
 注2：検査の結果、認知機能が低下しているおそれがあると判定された者  
 注3：検査の結果、認知機能が低下しているおそれがないと判定された者

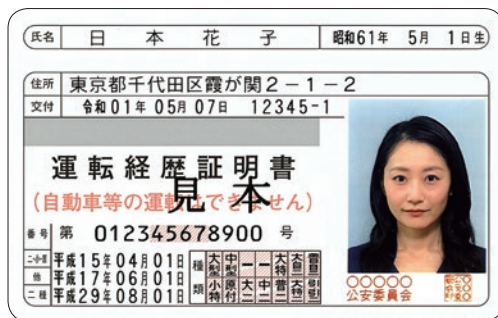
図表特2-8 高齢者講習及び臨時高齢者講習の実施状況（令和元年）

講習名	75歳未満 (人)	75歳以上			(人)
		第1分類 <sup>(注1)</sup>	第2分類 <sup>(注2)</sup>	第3分類 <sup>(注3)</sup>	
高齢者講習	1,308,583	13,110	431,146	1,429,181	1,873,437
臨時高齢者講習	—	634	10,994	—	11,628

注1：検査の結果、認知症のおそれがあると判定された者  
 注2：検査の結果、認知機能が低下しているおそれがあると判定された者  
 注3：検査の結果、認知機能が低下しているおそれがないと判定された者

### (3) 運転免許証の自主返納（申請による運転免許の取消し）等

身体機能の低下等を理由に自動車等の運転をやめる際には、申請により運転免許証を返納することができるが、その場合には、返納後5年以内に申請すれば、運転経歴証明書の交付を受けることができる。また、令和元年12月1日からは、運転免許証の更新を受けずに失効した場合でも、失効後5年以内に申請すれば、運転経歴証明書の交付を受けることができることとなった。



運転経歴証明書の様式



運転免許証の自主返納に関する広報ポスター

この運転経歴証明書は、金融機関の窓口等で犯罪収益移転防止法<sup>(注1)</sup>の本人確認書類として使用することができる。

警察では、自主返納及び運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、自主返納者等への支援について、関係機関・団体等に働き掛けを行い、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納等しやすい環境の整備に向けた取組を進めている<sup>(注2)</sup>。

図表特2-9 申請による運転免許の取消し件数及び運転経歴証明書の交付件数の推移(平成27~令和元年)

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元
申請による運転免許の取消し件数(件)		285,514	345,313	423,800	421,190	601,022
	うち75歳以上の者	123,913	162,341	253,937	292,089	350,428
運転経歴証明書交付件数(件)		236,586	295,523	366,696	358,740	519,188
	うち75歳以上の者	96,282	131,728	213,152	244,726	295,113

### (4) 高齢運転者に係る安全運転相談の充実・強化

警察では、これまで自動車等の安全な運転に不安のある運転者及びその家族等からの相談に対応するため、運転適性相談を実施してきたところである<sup>(注3)</sup>が、近年は、特に高齢運転者及びその家族等から積極的に相談を受け付け、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導や、自主返納制度及び自主返納者等に対する各種支援施策の教示を行うなど、運転適性に関する相談対応以外の役割も求められるようになってきている。

このため、運転適性相談の名称をより親しみやすい「安全運転相談」に改めるとともに、令和元年11月22日からは、全国統一の専用相談ダイヤル「# 8080」<sup>(注4)</sup>を導入し、安全運転相談の認知度及び利便性の向上を図った。



安全運転相談に関する広報ポスター

注1：犯罪による収益の移転防止に関する法律

注2：一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会のウェブサイト (<http://www.zensiren.or.jp/kourei/>) において、運転免許証を自主返納した者等を対象とした各種支援施策について紹介している都道府県警察等のウェブページを集約し、高齢者等への情報提供に取り組んでいる。

注3：150頁参照

注4：安全運転相談ダイヤルに電話すると、都道府県警察の安全運転相談窓口へ直接つながるようになってきている。



衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した安全運転サポート車は、高齢運転者による交通事故の被害軽減に有効である一方で、これらの先進安全技術は事故を完全に防ぐものではないことにも留意する必要がある。

警察では、運転免許センター等の警察施設を試乗会の場所として提供しているほか、自動車教習所や自動車メーカーをはじめとする関係機関・団体等との連携を強化しながら、更なる普及啓発を進めている。

他方で、普及啓発に当たっては、高齢運転者による交通事故の特徴等を周知するとともに、安全運転サポート車の機能の限界や使用上の注意点を正しく理解し、同機能を過信せず責任を持って安全運転を行わなければならない旨についても、周知を図っている。



関係機関・団体と連携した安全運転サポート車の試乗会

## (5) 更なる高齢運転者対策

### ① 政府決定等

平成29年7月、高齢運転者による痛ましい交通事故の発生等を受け、中央交通安全対策会議交通対策本部において、「高齢運転者による交通事故防止対策について」が決定され、今後の方策として、80歳以上の運転リスクが特に高い者への実車試験の導入や「安全運転サポート車」限定免許の導入といった運転免許制度の更なる見直しについて検討することとされた。また、令和元年6月に開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」においては、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が決定され、安全運転支援機能を有する自動車を前提として高齢者が運転できる運転免許制度の創設に向け、令和元年度内に結論を得ることとされた。

### ② 調査研究

これらの政府決定等を踏まえ、警察庁では、平成29年度から有識者による調査研究を実施しており、令和元年度には「高齢運転者交通事故防止対策に関する調査研究」分科会を開催し、今後の高齢運転者の運転免許制度の在り方に関する検討を進めてきた。その結果、令和元年度末に取りまとめられた同分科会の最終報告において、次のような考え方が示された。

#### ア 運転技能検査の導入

昨今の高齢運転者による死亡事故の情勢をみると、認知機能検査で認知機能が低下しているおそれがない(第3分類)と判定された者によるものが約半数を占めており、認知機能以外の身体機能の低下が関わる運転技能についての検査を導入することが必要であるとされた。そこで、一定の要件に該当する者に対して運転技能検査を行うこととし、その結果、運転技能が特に不十分な場合には運転免許証の更新を認めないことが適当であるとされた。

なお、一定の要件として、例えば、事故歴や事故につながりやすい特定の違反歴を確認するなどの方法により、運転技能検査の対象者を、将来交通事故を発生させるリスクがより高い者に絞り込むことが考えられるとされた。

## イ 限定条件付免許の導入

運転免許証を返納すると一切の運転ができなくなることから、自己の運転能力の低下を自覚した高齢者等が、自主的な申請によって、限定条件の付与を受けたり、新規に限定条件付免許を取得したりできる限定条件付免許制度を設けることが、高齢者等の安全運転やモビリティの確保に資するとされた。

限定条件付免許の内容としては、運転することができる自動車等の種類を衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車に限定する制度を設けることが考えられる一方で、現在普及している安全運転サポート車の先進安全技術では事故防止効果が限定的であることに留意する必要がある、今後の技術の実用化の動向を踏まえた限定条件等を設けることもあり得るとされた。

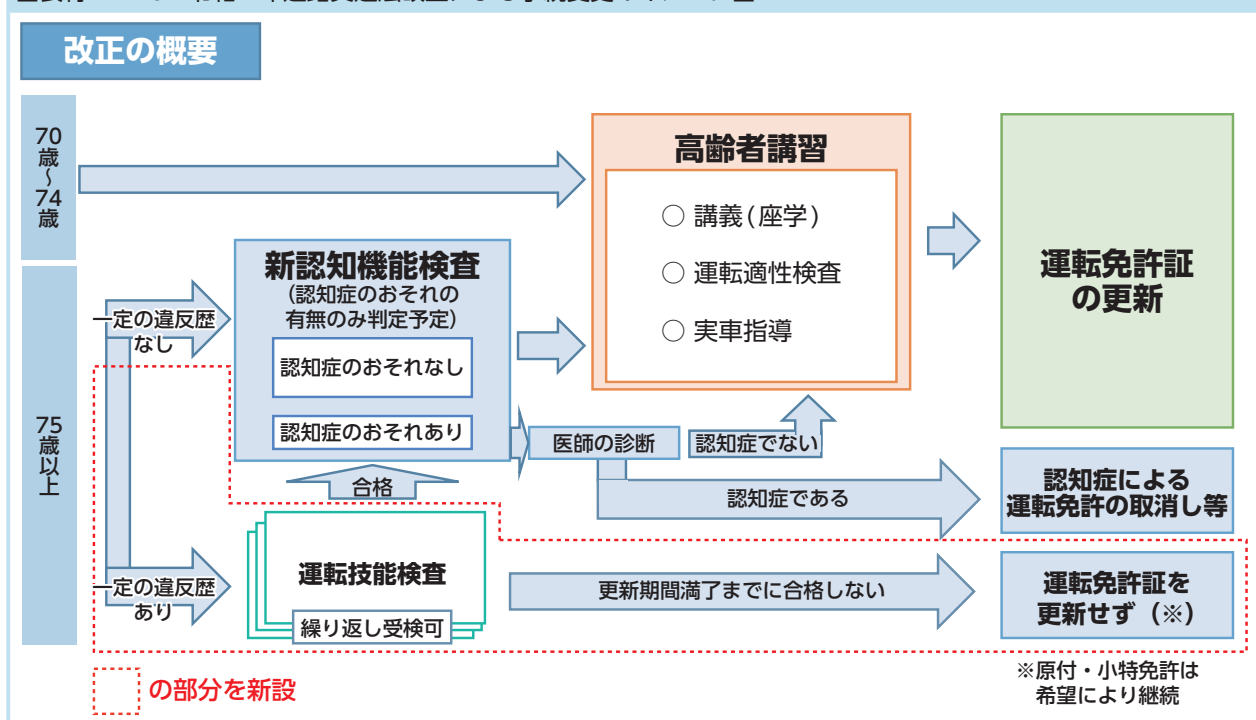
## ウ その他

認知機能検査については、高齢運転者や実施機関の負担が少ない態様に見直すことについて、更なる検討を進める必要があるとされた。また、高齢者講習の実車指導においても、安全運転指導を行うにとどまらず、運転技能についての客観的指標を用いた評価を行うべきであるとされた。さらに、認知機能検査の結果にかかわらず高齢者講習の指導時間を統一し、検査・講習を一連の手続として行いやすい態様とするなど、増加する高齢運転者に対応できる仕組みを構築することが考えられるとされた。

## ③ 令和2年道路交通法改正

これらを踏まえ、令和2年6月、第201回国会において、高齢運転者対策の充実・強化を図るための規定の整備等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が成立した。今回の改正では、75歳以上の者で一定の要件に該当するものは、運転免許証を更新する際、運転技能検査<sup>(注)</sup>を受けていなければならないこととされるとともに、都道府県公安委員会は、運転技能検査の結果により運転免許証の更新をしないことができることとされた。また、運転免許を受けた者は、都道府県公安委員会に、運転することができる自動車を一定の機能を有する自動車に限定するなどの条件を、その者の運転免許に付することを申請することができることとされた。

図表特2-10 令和2年道路交通法改正による手続変更のイメージ図



注：普通自動車等の運転について必要な技能の検査





## 特殊詐欺の撲滅のために

山形県における特殊詐欺被害者の多くは高齢者となっており、このうちの約7割が、自宅の固定電話にかかってきた犯人からの電話に出たことでだまされています。

山形県警察では、なぜ特殊詐欺の被害に遭ったのかを分析するため、被害者へのアンケートを実施しました。その結果、多くの被害者が特殊詐欺の手口を知っているにもかかわらず、「自分はだまされない」とのバイアスから、何ら対策を講じないままに電話に出だまされているという実態が明らかになりました。

このことから、山形県警察では、平成30年12月から、「犯人からの電話に出ない」ための対策として「在宅時も常時留守番電話設定とすること」が有効と捉え、一般的な広報に加えて、巡回連絡時の一人一人への呼び掛けを行っております。

令和元年には、全高齢者世帯約21万世帯への働き

掛けや留守番電話未設定世帯への再度の呼び掛けを実施した結果、高齢者世帯の約7割が留守番電話に設定し、固定電話に起因する被害が減少、留守番電話機能を適切に設定していた世帯で被害に遭った人はいないという成果につながりました。

また、県民のディフェンス力向上を図るため、アポ電の発生や脅威情報等の最新情報をリアルタイムにメールで配信するシステム「やまがた110ネットワーク」のメール会員の登録拡大も進めております。

特殊詐欺は、人の不安や弱みに付け込み、人生までも狂わせる卑劣な犯罪です。特殊詐欺の根絶に向け、被害防止に邁進していききたいと思います。

from 山形県警察本部生活安全部生活安全企画課  
犯罪抑止対策係  
(現 山形県寒河江警察署地域課長)  
あらい あつし  
荒井 厚詞



## 必ず被害者の無念を晴らす

交通鑑識係の業務は、主にひき逃げ事件現場に残された塗膜片や部品等から容疑車両を特定し、被疑者の検挙につなげることです。また、その他重大事故においては、現場に残された痕跡や車両の損傷状況、車両の電子データの解析、物理的現象等から、速度鑑定や事故に至った真実の解明に尽力しています。

「行ってきます」と元気を出かけていった大切な家族が、数時間後には、言葉を交わすこともなくお別れをしなければならない。それが交通事故です。

残念ながら、私たちの活動で被害者の尊い命を取り戻すことはできませんが、早期に被疑者を検挙する

ことで、被害者やその御遺族の無念を少しでも晴らすことができると信じ、いついかなる時でも、即座に対応できるように備えています。

近年、高齢運転者による暴走事故や、子供等の交通弱者が被害に遭う事故等、社会的反響が大きく悲惨な事故が多発傾向にあることから、私たちの役割も大きくなりつつあります。

また、自動運転車両や運転支援システムの開発等、交通社会は日々進歩しており、新たな時代に突入しています。私たちも技術の進歩に後れを取らないよう進化していくとともに、これまで先輩方から脈々と伝承されてきた確かな技術と捜査手法を確実に伝承し、新たな時代を担う後継者の育成に努めてまいります。

from 兵庫県警察本部交通部交通捜査課交通鑑識係  
まつだ としあき  
松田 敏昭

